

従業員の皆様へ

平成 28 年 9 月末日

ストレスチェック実施についてのご案内

平成 26 年 6 月 25 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を義務づける制度が創設されました。弊社も、本年度よりストレスチェックを実施します。

【目的】

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）

【方針】

労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付き促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進める。

【実施予定日】

平成 28 年 10 月を予定しています。

【検査方法】

担当者より、マークシート（職業性ストレス簡易調査票）が配布されますので、各項目（57 項目）ごとに答えて下さい。

なお、この検査結果につきましては、会社などには届きませんので、質問に對し、自分自身が感じるままに答えて下さい。受診は強制ではありませんが、自分が何にストレスを感じているかを知る機会だと思って受診して下さい。

不明な点などがありましたら、担当者まで連絡して下さい。

株式会社クリアビジョン